平成２２年（フ）第７９号
茨城県古河市谷貝1131番地
債務者　星田　春夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５号
栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸2574番地
債務者　堀江　健二
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第７０号
石川県かほく市高松サ48番地29　ヴィラ・コートＡ号室、従前の住所石川県かほく市中沼ヲ139番地
債務者　竹田　洋行
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県郡上市明宝寒水978番地
債務者　長屋真美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
岐阜県関市新堀町17番地
債務者　河村　寛子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
岐阜県瑞穂市牛牧536番地１　ＳＯＵＴＨ　ＭＥＬＬＯＷ101号
債務者　江間　恵理（旧姓岩原）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
岐阜市柳森町１丁目25番地　第２辻ビル204号室
債務者　田中　利昇
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
岐阜市須賀１丁目３番３号　コーポＭ＆Ｍ102号室
債務者　新城　正成
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
愛知県小牧市大字南外山無番地　北官舎Ａ６棟301号
債務者　林　　真琴（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１５号
名古屋市名東区新宿１丁目211番地
債務者　山本　憲幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４５号
名古屋市東区代官町17番27号　ハイム福島302号
債務者　成田みのり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１号
兵庫県篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地２号
債務者　内藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県篠山市波賀野新田３番地２　波賀野新田団地２号
債務者　内藤しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第９０６号
兵庫県姫路市大津区新町１丁目10番地10、従前の住所兵庫県姫路市勝原区宮田724番地１
債務者　本多　孝典
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５５号
兵庫県姫路市保城216―１サニーパレス野里112号、住民票上の住所兵庫県姫路市白浜町丙13番地６
債務者　多田　好孝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県姫路市延末156番地５
債務者　宮崎　信子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県加古川市尾上町養田183番地の37
債務者　森田　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部